

ユーチューブ「練馬区公式チャンネル」アカウント運用ポリシー

平成26年4月1日

26練区広第25号

(目的)

第1条 このポリシーは、区長室広聴広報課がユーチューブを区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることとする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ 米国 YouTube 社が提供する動画共有サイトで、インターネット上で動画を公開することにより、不特定多数の利用者が閲覧できるサービスをいう。
- (2) 練馬区公式チャンネル 区が発信主体となり、区長室広聴広報課が運用するユーチューブのページをいう。
- (3) アカウント ユーチューブを運用するために取得した権利および登録内容をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めにいう。

(運用主体)

第3条 練馬区公式チャンネルの運用主体は区長室広聴広報課とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行う。

(アカウント)

第4条 練馬区公式チャンネルのアカウント登録内容は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) ユーザー名 channelnerima
- (2) 登録メールアドレス kochokoho@city.nerima.tokyo.jp
- (3) その他の事項については、広聴広報課長が別に定める。

(発信する内容)

第5条 練馬区公式チャンネルは、つぎの各号の動画を掲載する。

- (1) 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」
- (2) 区の施策や事業の周知を目的とした動画
- (3) その他、広聴広報課長が適当と認める動画

(制限事項)

第6条 練馬区公式チャンネルを運用していくうえでの制限事項はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 掲載した動画に対するコメントの許可
- (2) 特定の事業者・個人に対する連絡手段として使用すること

(なりすまし等の防止)

第7条 第三者によるなりすまし等を防止するため、練馬区公式チャンネルのアカウント情報を区ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに区公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(アカウントの停止または削除)

第8条 ユーチューブのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、練馬区公式チャンネルを継続して運用することが困難となった場合は、区公式ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(遵守事項)

第9条 練馬区公式チャンネルの運用にあたっては、区が別に定める「ガイドライン」を遵守する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。